

各市議会のタブレット端末貸与・運用規程内容の比較

令和3年4月現在

項目	大津市（端末使用ガイドライン）	米原市（端末運用基準）	茨城県取手市（端末運用規定）	長野県伊那市（端末貸与規程）	野洲市（端末運用規程（案））
タブレット端末の貸与					
貸与の範囲	議員及び議長が指定する議会事務局職員	無	議員及び議長が指定する議会事務局職員 無償貸与	議員及び議長が指定の議会事務局職員及び議長が必要と認められた者 台数1台/1人	議員及び議長が指定する 議会事務局職員
他人に貸与又は譲渡	有 他人への貸与又は譲渡禁止（第2条）	有 （議員以外の使用・管理も禁止）	有 （第5条第2号）	有 （第4条第5号）	当該議員以外への貸与又は譲渡禁止
使用権原がなくなったとき	速やかに固有データの削除、返却	速やかに議会事務局へ返還（第6条第2項）	速やかに固有データの消去、議長に返却	データ消去、 <u>性能・機能復元、原状回復</u> 返納（第6条第5号、第9条）	速やかに固有データの消去、議長に返却
タブレット端末の管理					
議員活動等に必要な範囲内に限り使用	有 第3条第2項に携帯義務規定	有 情報共有・会議・調査研究 第2条第2項に規定	有 議員活動等に必要な範囲内に限り使用	有 情報交換・情報取得、各種通知・届出 第3条に活用範囲規定	議員活動等に必要な範囲内に限り使用
使用に際し善良管理者の注意義務をもって管理	有 善良管理者の注意義務をもって適切に管理	有 善良管理のもと注意をもって取扱うこと（第4条）	有 善良管理者の注意義務をもって管理	有 善良管理者の注意義務をもって管理（第4条）	善良管理者の注意義務をもって管理
第三者の不正利用防止	無 ただし、パスワード設定義務有（第4条第1項）	有	有 パスワード管理等 認証設定 不正利用防止義務	有 議長特認使用可（第3条第4項）	パスワード管理等認証設定 不正利用防止義務を規定
紛失、破損等の届出、費用負担	有 故意又は重大過失は自己負担	無	有 議長届出 費用実費自己負担	有 費用実費自己負担（第4、7条）	議長に届出 費用は実費を自己負担
不具合が生じた場合の措置	無	無	無	有 必要な指示に従う（第4条第3項）	議長への連絡、必要な指示に従うこと
タブレット端末の遵守事項					
議会の品位、良識ある使用、議員活動等以外の目的による使用禁止	有	有 議会の品位を重んじた良識ある使用（第2条）	有 議会の品位、良識ある使用、議員活動等以外の目的による使用禁止	第3条に活用範囲を規定	議会の品位、良識ある使用、議員活動等以外の目的による使用を禁止
自己責任による情報の受信及び発信	有 自己責任（第5条）	無	有 自己責任	有 自己責任（第6条第1号）	情報の受信及び発信は自己責任において行う
個人情報、市情報、議会情報等非公開情報の外部への漏洩禁止	有 タブレット使用に際し、 <u>パスワード設定及び使用者による管理、非公開情報</u> （第4条第1、第6項）	有 外部機器への接続の際、非公開情報、第三者貸与禁止等（第3条第2項）（第4条第2項、第3項）	有 個人情報、市情報、議会情報等非公開情報の外部への漏洩禁止	有 <u>原則保管しない。ただし書、パスワード、パスワード設定等セキュリティ対策義務付</u> （第6条第2号）	個人情報、市情報、議会情報等非公開情報の外部への漏洩禁止
データの正確性の保持、紛失毀損等の防止	有 正確性の保持、紛失毀損防止（第5条第2項）	有	有 データの正確性の保持、紛失毀損等の防止努力義務	有 データの正確性の保持、紛失毀損等の防止努力義務	データの正確性の保持、データの紛失毀損等の防止に努める
個人情報の保存	無	有	有 議員活動等で必要最小限	有 原則保管しない。上記ただし書	議員活動等で必要最小限とする。
個人情報の漏洩若しくはウイルス感染があった場合等の措置	議会局及び緊急連絡先に報告（第6条）	有 議長へ報告、位置情報の把握同意（第4条第4項、第5項）	議長への届出、必要な措置義務	議会事務局長へ報告、必要な措置義務（第6条）	議長への届出、必要な措置義務
タブレット端末の使用上の禁止事項					
端末の改造、交換及び動作環境の変更	有 端末の改造及び交換禁止（第4条第5項）	有 端末の改造及び機能変更の禁止（第4条第6項）	有 端末の改造、交換及び動作環境の変更をしてはならない	有 ただし書、特認規定あり 費用実費負担（第5、7条）	端末の改造、部品交換及び動作環境の変更をしてはならない
OS、議長が指定したアプリの削除及びアップデート等	有 自己責任でアプリの追加可 システム動作に影響不可（第4条第2、第3項）	有 <u>アプリの追加は、議長への事前申出</u> 第5条	有 OS等の削除アップデート禁止（ただし書き 議長の特認 有）	有 第3条の活用にあつたアプリケーションのダウンロード可（第5条）	OS、会議システム等の削除、アップデート禁止（ただし書き 議長の特認 有）
端末の性能、機能等の変更	有 端末改造、交換禁止（第4条第5項）	有 端末の改造及び機能変更の禁止（第4条第6項）	有 端末の性能、機能等の変更禁止	有 端末改造、部品交換、拡張機能追加禁止 <u>ただし特認規定有</u>	端末の性能、機能等の変更行為の禁止
ウイルス感染の恐れがある外部端末への接続	無	無	有 ウイルス感染の恐れがある外部端末への接続	有 差出人不明メール等削除（第6条）	ウイルス感染の恐れがある外部端末への接続を禁止
ダウンロードの制限	有 自己責任で行う（第4条第2項）		有 議員活動等で必要な範囲内	有 第3条の議員活動等の範囲内可（第5条）	議員活動等で必要な範囲内、自己責任
会議中における禁止事項					
メールの送受信、SNS等への投稿	無	有 メール送受信、ソーシャルメディアへの投稿、通話を禁止	有 メール送受信、ソーシャルメディアへの投稿を禁止	無	メール送受信、ソーシャルメディアへの投稿を禁止
ウェブサイトの閲覧、アプリケーションの使用	有 <u>当該会議の目的以外の使用禁止</u> （第4条第4項）	会議の目的以外の使用禁止（第3条第2号）	有 <u>議事の内容に関係のないウェブサイトの閲覧及びアプリの使用を禁止</u>	無	議事の内容に関係のないウェブサイトの閲覧及びアプリの使用を禁止
通話、録音、写真、動画の撮影	有 発信目的で録音・録画禁止（第4条第7項）	有 録音・写真・動画撮影禁止	有 通話・録音・写真・動画撮影禁止	無	通話・録音・写真・動画撮影を禁止
違反行為に対する措置					
貸与取消、使用制限	無	有 注意、使用中止命令（第6条）	注意、再度注意、貸与取消、ただし、会議の際は一時貸与を認める。	無	注意、再度注意、貸与取消 ただし、会議の際は一時貸与を認める。
議会規律のために必要な措置	無		有 議会規律のための必要措置	無	議会規律のため必要措置を可能とする
その他	盗難・紛失・情報漏洩対応は自己責任・費用負担（第6条）	会議中は貸与タブレット以外の情報通信機器の使用禁止（第3条第5号）	用語の定義有（第2条）	<u>タブレット活用範囲を規定（第3条）</u> <u>費用負担インターネット接続料（第7条）</u> 、 <u>機能変更等の規定有（第5条）</u>	用語の定義有（第2条）